

諮 問 書

情公第 1313 号
平成 27 年 3 月 30 日

福岡市個人情報保護審議会
会長 村上 裕章 様

福岡市長 高島 宗一郎

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う福岡市の個人情報保護制度のあり方について（諮問）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）が平成 27 年 10 月から施行されることに伴い、福岡市においても、保有することとなる個人番号及びそれを内容に含む個人情報について適正な取扱いを確保するために必要な措置を講じる必要があります。

つきましては、福岡市個人情報保護条例において改正すべき事項等、福岡市の個人情報保護制度のあり方について、福岡市個人情報保護条例第 56 条第 2 項第 4 号の規定により諮問します。